

2023年4月から 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

月60時間を超える部分の時間外労働の割増賃金率が、25%から50%に引き上げられます。これまで中小企業には適用が猶予されていましたが、働き方改革関連法により今年4月からすべての事業者が対象となります。事業者の皆様は下記のステップを参考に、該当する従業員がいるかチェックし、時間外労働の削減に取り組んでいきましょう。

Step1 社内に該当する従業員がいるか確認

ドライバーだけでなく、事務職や作業職も対象。

Step2 該当する従業員がいる場合は、原因を洗い出す

労働時間の適切な把握を行い、それぞれの業務量が適正か社内の体制に原因がないかチェック。

割増賃金率引き上げについて詳しくはこちらから

Step3 時間外労働の削減に向け、具体的に取り組む

業務量に偏りがあれば、管理体制、仕事の進め方などを見直し、平準化を図り業務の効率化を推進。



出典:公益社団法人 全日本トラック協会「全ての事業主が月60時間を超える時間外労働に対し、50%以上の割増賃金率で計算した割増賃金を支払わなければなりません！」

HINO TODAY